

大阪教育大学修学支援奨学金（給付型）
令和7年度募集要項
〔家計急変採用〕

大阪教育大学では、経済的理由により修学に困難がある学生を支援することを目的とする「大阪教育大学修学支援事業基金」を原資として、学業成績及び人物が優秀な者であって、経済的支援を必要とする者に対して、給付型の奨学金により、修学の支援を行うことを目的とする「大阪教育大学修学支援奨学金」を創設しています。

従前の一般募集とは別に、令和6年度から新たに災害等に被災した学生に対する支援を設立しています。希望者は所定の期限内に申請してください。

1. 支援対象、募集人数及び給付金額等

（1）支援内容：震災、火災、風水害等に被災したことにより、生計維持者が家計急変した学生に対する奨学金の支給※¹

※¹ 要件については「3. 申請資格」及び「4. 選考（家計基準・学力基準）」を参照のこと

（2）募集人数：学部・大学院・専攻科の修業年限内学生 合計10名程度

（3）給付金額：原則として10万円（一時金） ※同一の災害による支給は1回限り
私費外国人留学生は別募集とします。

2. 申請資格

次の（1）～（3）を満たすこと。

（1）過去に大阪教育大学学則76条による懲戒処分を受けていないこと。

（2）申請日時点で休学期間を除いた在学期間が修業年限内であること。

（3）申請日以内6カ月以内において、学資負担者が災害救助法の適用を受けた災害又は基金委員会が別に定めた災害等に被災し、学資負担者※²の一方又は両方が生死不明、行方不明、失職、就労困難等世帯年収を大きく減少される事由が発生していること。

※² 学資負担者の定義は別紙を参照のこと

3. 申請手順

奨学金を希望する学生は申請期限までに、以下の提出書類を提出してください。

申請期間：被災した日から6カ月以内

ただし、申請時点で最終学年の者は、上記の申請期間又は当該年度の1月末日までのいずれか早い日までに申請しなければならない。

提出書類：（1）大阪教育大学修学支援奨学金（家計急変採用）給付申請書（所定様式）

（2）学生本人と学資負担者の課税証明書※³又は非課税証明書（市役所等で発行してもらうこと）〔4～5月申請 前年度の課税証明書、6～3月申請 申請年度の課税証明書〕

（3）罹災証明書〔本学が指定する災害等に関し事情説明書で代替可能〕

（注意）提出書類確認後に、追加して家計急変事由の分かる書類の提出を求める場合があります。

※³ 課税証明書には、次の項目が記載されていることが必要です。

1. 課税標準額 2. 調整控除額 3. 税額調整額 4. 扶養親族数 5. 控除等に係る本人該当区分 6. 合計所得金額 7. 総所得金額等
（課税証明書は市区町村によって、書類の名称は違います。課税証明書が所得証明書を兼ねている場合があります。所得額、課税額を証明する内容の書類であれば、名称は問いません。ただし、住民税の決定、変更通知や納税証明書は不可。）

4. 選考

提出書類に基づき、以下により大阪教育大学が選考する。

●家計基準

あなたと学資負担者の支給額算定基準額※⁴の合計が154,500円未満であること。

※⁴ 支給額算定基準額＝課税標準額×6％－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）

（家計急変事由が生じた学資負担者については、課税標準額を0円とみなす。）

（100円未満切り捨て）

注）市区町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、支給算定基準額が0円となります。

注）政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に申請者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

注）ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等（臨時的な減税措置を含む。）は収入基準判定に影響しません。

【別表】家計基準を満たす収入・所得金額の目安

[単位：万円]

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）	（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）
2人	あなた，親①（ひとり親） （★）	～約 649	～約 452
3人	あなた，親①（ひとり親） （★），高校生	～約 677	～約 494
4人	あなた，親①（★），親② （無収入），高校生	～約 698	～約 526
	あなた，親①（★），親② （給与所得者），高校生	親①：～約 656 親②：～約 155	親①：～約 453 親②：～約 155
5人	あなた，親①（★），親② （パート），高校生，中学生	親①：～約 698 親②：～約 100	親①：～約 530 親②：～約 100

（注1）給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

（注2）表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

●学力基準

前学期末までの修得単位数が下記に記載の修得単位数基準以上であること。

修学支援奨学金（家計急変採用）の修得単位数基準

年次	昼間		夜間	
	前 期	後 期	前 期	後 期
学部1	—	8	—	6
学部2	15	23	11	17
学部3	30	40	22	29
学部4	50	58	36	43
学部5	—	—	50	58
専攻科	—	9	—	—

3年次編入生は、既修得単位で認定された単位を含む。

	教育学研究科		連合教職実践研究科	
	前 期	後 期	前 期	後 期
大学院1	—	4(3)	—	6(4)
大学院2	8(5)	11(8)	12(8)	18(12)
大学院3	—(10)	—(13)	—(16)	—(19)

()は長期履修学生の修得単位数

5. 採否決定及び通知

選考に基づき、大阪教育大学学生支援実施委員会が採否を決定のうえ、申請者に通知する。ただし、適格者の無い場合は、該当者無しとする。

6. 奨学金の給付方法

授業料振替口座に一括支給するため、授業料振替口座の手続きは確実に行うこと。

7. 奨学金の返還

採用決定した者（以下奨学生という。）が、次のいずれかに該当する場合は、既に支給した奨学金を返還させることがある

- (1) 懲戒処分を受けたとき
- (2) 学業成績が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 申請書類に虚偽があり、採用決定が取り消されたとき
- (5) 前各号の他、奨学生として適当でない事実があったとき

8. その他

奨学生は、大阪教育大学の広報活動等に協力いただくことがあります。

(申請書類提出・問い合わせ窓口)

学務部学生支援課奨学厚生係

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1

TEL:072-978-3491/3305 FAX:072-978-3317

E-mail:syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp

※ 受付時間：8：30～17：15（土曜日、日曜日、祝日は除く。）

※ 申請書を郵送する場合は特定記録等の記録郵便で必着のこと。郵送の場合は、封筒の表面に「修学支援奨学金（家計急変採用）給付申請書 在中」と朱書きすること。

学資負担者の定義について

Ⅰ 父母ともにいる場合		学資負担者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。 ※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。 ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合 ・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等
Ⅱ 父母が離婚調停中		学資負担者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
Ⅲ 父母が離婚		学資負担者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から <u>日常的に金銭的支援を受けている場合は2名となります。</u>
3	父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している	父又は母と再婚相手（2名）
Ⅳ 父母と死別又は意識不明		学資負担者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。
Ⅴ あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		学資負担者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた	あなた（1名） ※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。
Ⅵ 配偶者がいる場合		学資負担者
1	あなたが結婚しており、配偶者がいる場合	あなた、配偶者（2名）